

地域再生計画の変更の認定申請書（新旧対照表）

兵庫県、南あわじ市、洲本市（『新しいネットワークを中心とした南淡路地域活性化計画』）

新	旧
地 域 再 生 計 画	地 域 再 生 計 画
1～3 （略）	1～3 （略）
4 地域再生計画の目標	4 地域再生計画の目標
本文 （略）	本文 （略）
（目標1） 市道・広域農道整備による南淡路地域内のアクセス改善 （移動時間の短縮：南あわじ市阿万地区 ⇄ 洲本市宇原地区 42分 ⇒ <u>31分（11分短縮）</u> 南あわじ市阿万地区 ⇄ 南あわじ市八木地区 26分 ⇒ 16分（10分短縮）	（目標1） 市道・広域農道整備による南淡路地域内のアクセス改善 （移動時間の短縮：南あわじ市阿万地区 ⇄ 洲本市宇原地区 42分 ⇒ <u>34分（8分短縮）</u> 南あわじ市阿万地区 ⇄ 南あわじ市八木地区 26分 ⇒ 16分（10分短縮）
（目標2）農村型体験交流施設の入込客数の増加（南あわじ市） 480,000人／年（平成21年度）⇒500,000人／年（平成27年度） 食まつりの入込客数の増加（南あわじ市） 1,000人／年（平成21年度）⇒1,050人／年（平成27年度） 主要観光施設への入込客数の増加（洲本市） 367,000人／年（平成21年度）⇒383,000人／年（平成27年度）	（目標2）農村型体験交流施設の入込客数の増加（南あわじ市） 480,000人／年（平成21年度）⇒500,000人／年（平成27年度） 食まつりの入込客数の増加（南あわじ市） 1,000人／年（平成21年度）⇒1,050人／年（平成27年度） 主要観光施設への入込客数の増加（洲本市） 367,000人／年（平成21年度）⇒383,000人／年（平成27年度）
5 目標を達成するために行う事業	5 目標を達成するために行う事業
（5-1）全体の概要 地域再生区域内の「広域農道南淡路地区」「市道茶屋池線」「市道宇原千草線」 を集中的に整備することにより、農業集落におけるモノの流れ（生産地から出荷地 ・消費地までの商品物流）を活発化させ、農業振興・農畜産物の物流効率化を図るほ か、主要国道・県道から広域農道へのアクセス道路である市道を一体的に整備する ことにより、ヒトの流れ（交流や生活道路としての地域間のアクセス）を活発化し、 各地域への交通ネットワークとしてのアクセス整備を行う。	（5-1）全体の概要 地域再生区域内の「広域農道南淡路地区」「市道茶屋池線」を集中的に整備すること により、農業集落におけるモノの流れ（生産地から出荷地・消費地までの商品物流）を 活発化させ、農業振興・農畜産物の物流効率化を図るほか、主要国道・県道から広域農道 へのアクセス道路である市道を一体的に整備することにより、ヒトの流れ（交流や生活 道路としての地域間のアクセス）を活発化し、各地域への交通ネットワークとしての アクセス整備を行う。

新	旧
<p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>道整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域農道南淡路地区；事業採択を平成6年6月23日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年3月24日に確定している。 ・市町村道；道路法に規定する市町村道（茶屋池線：平成22年3月29日、<u>宇原千草線</u>：平成23年6月17日）に認定済み。 <p>[施設の種類（事業区域）、事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（南あわじ市、<u>洲本市</u>） 南あわじ市、<u>洲本市</u> ・広域農道（南あわじ市、<u>洲本市</u>） 兵庫県 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（平成24～27年度）、広域農道（平成23～27年度） <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 2.04km、広域農道 3.65km ・総事業費 <u>4,410,000千円（うち交付金2,205,000千円）</u> 市道 <u>1,410,000千円（うち交付金705,000千円）</u> 広域農道 3,000,000千円（うち交付金1,500,000千円） <p>(5-3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>道整備交付金を活用する事業</p> <p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。</p> <p>なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域農道南淡路地区；事業採択を平成6年6月23日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年3月24日に確定している。 ・市町村道；道路法に規定する市町村道（茶屋池線：平成22年3月29日）に認定済み。 <p>[施設の種類（事業区域）、事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（南あわじ市） 南あわじ市 ・広域農道（南あわじ市、<u>洲本市</u>） 兵庫県 <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（平成24～27年度）、広域農道（平成23～27年度） <p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 1.07km、広域農道 3.65km ・総事業費 3,910,000千円（うち交付金1,955,000千円） 市道 910,000千円（うち交付金455,000千円） 広域農道 3,000,000千円（うち交付金1,500,000千円） <p>(5-3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>